

百道浜校区規約改正（平成 17 年 3 月 5 日案）

1. 会費

< 現行 >

(会費)

- 第十四条 1 本会会員のうち各自治会長（町内会長）は、毎年 4 月末までに当該年度の連合会費を納めなければならない。
- 2 会費は、所属会一世帯あたり年額 100 円とする。

< 改正案 >

- 第十四条 1 本会会員のうち各自治会長（町内会長）は、毎年 4 月末までに当該年度の連合会費を納めなければならない。
- 2 会費は、所属会一世帯あたり年額 200 円とする。

< 理由 >

自主経費の充実により自律的な自治連合会活動を目指す。

(0503 総会資料...2-2 参照)

百道浜校区 助成金 270 万円 自主財源 20 万円（約 7%）

他校区 自治協議会負担金 450 円～600 円/年（20%～30%）

自治会と自治連合会の有機的な活動を目指す

各自治会経費 100 円/年（理事会と自治会未分離サンパティーク、アクアコート、ネクサス百道）

300 円/年（イーストステージ 5, 6 棟）

1800 円/年（イーストステージ 1, 2, 3, 7 棟）

2400 円/年（パークハウス、百道タワー、ベルデコート、ネクサスレジデンシャル）

3600 円/年（クリスタージュ、アトモスももち）

10000 円/年（戸建て）

連合会経費 100 円/年の各自治会でのウエイトと各自治会の活動と連合会活動の位置づけと再認識により自治会と自治連合会の有機的な活動を目指す。

安心・安全のまちづくり経費

安心・安全のベースになるのは、地域のコミュニケーションや見守るちからである。そこで、連合会活動として「もちつき大会」や「新春のつどい」等通じて地域の一体感とコミュニケーションを高め安心・安全のまちづくりを進めている。また、その地域のまとまりをテコに企業や行政と地域の課題(タワー広場前の車道、図書館前渋滞、夏休み前地域の草取り、緑道舗装、中学校予定地等)について話し合っている。

自主財源は、「もちつき大会」や「新春のつどい」等そのスタッフ経費等を含め現

在 15 万円程度支出している。来年度は、それを一歩進めて他校区と同じように「夏まつり」を実施したい。そのための助成対象とならないスタッフ経費等の充実が必要である。

各自治会活動の充実と緊急時の予備費

各自費会の活動は、経費とともに活動にもバラツキがある。会長だけでなく役員を含めた経験交流会を行って各自治会の長所を取り入れ、協力して課題解決にあたれるようにする。災害時や行方不明者の捜査協力等の緊急事態での機動的な財政措置のための予備費等の財源として積み残しができる自主財源を充実する。

2. 解任条項

< 現行 >

(役員を選任及び任期)

- 第二条 1 連合会の役員は、総会において、会員の中から選任する。但し、会長、副会長は、原則として会員たる自治会長の中から選出する。やむえない場合は、所属自治会の推薦を得た会員又は前会員の中から選出することが出来る。
- 2 役員任期は、1 期 2 年とする。但し会員資格の保有期間とする。また再任は妨げないものとするが 3 期 6 年を限度とする。但し、自治会長以外の会長、副会長の任期は 1 期 2 年とする。
- 3 役員が辞任または任期終了により欠員が生ずる場合、速やかに総会において後任者を選任しなければならない。但し、旧役員は後任者が選任されるまでの間、その職務を行わなければならない。
- 4 補欠のため就任した役員任期は、前任者の残余期間とする。
- 5 任期途中において第 2 条の会員資格を喪失するに至ったときは、役員並びに会員としての地位を失う。

< 改正案 >

(役員解任)

- 第六の二条 役員が次の号に該当するに至った時は、連合会会員の 3 分の 2 以上出席の総会において、出席会員の過半数の決議により、これを解任することができる。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行が困難であると認められるとき。
- (2) 重要な事項を総会にはからず決定する等職務上の義務違反、規約違反、その他役員として著しくふさわしくない行為があったとき。